

令和 6 年 月 日

山北町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

事業者が単独で維持することが困難である地域間幹線系統「新松田西丹沢線」を国庫補助金の活用により確保維持することを目的とする。

「新松田西丹沢線」は、通勤・通学、買い物、通院等の日常生活行動だけでなく、観光・レジャーなど多様な目的での移動を担っており、起終点の小田急線新松田駅からＪＲ御殿場線の東山北駅、山北駅、谷峨駅とも連絡し、公共交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っているため、確保維持する必要がある。

本町が策定した「山北町地域公共交通計画」においても、「新松田西丹沢線」の役割・必要性や、国庫補助金を活用して確保維持する路線として位置づけられており、本計画の目指す地域交通のあり方とも整合している。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

各系統の年間輸送人員及び収支率について、以下のとおり目標を設定する。

事業者名	運行系統名 (起点～終点)	目標年間 輸送人員	目標収支 率
富士急モビリティ 株式会社	新松田西丹沢線 (新松田駅～西丹沢ビクターセンター)	67,000人	73.00%

(山北町地域公共交通計画 P 79 参照)

(2) 事業の効果

地域間幹線バス系統を維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要な交通手段が確保される。

また、定量的な事業目標を導入することにより、①運行費用を抑制し、標準的な費用へ誘導すること、②効率的な運行を促進し、適切な受益者負担やサービス水準へ誘導することが期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 広域バスマップの作成 (山北町)
- ・ バスと町営施設との割引乗車券の販売 (事業者、山北町)
- ・ バスロケーションシステムの導入による利便性の向上 (事業者)
- ・ 地球環境や利用者にやさしいＥＶバス導入による利用促進 (事業者)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

運行系統の概要については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 1」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表2」を添付。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし。
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表4」を添付。
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
これまでの取組によって、利用促進につながっている路線もあることから、引続き実施していくほか、運行の継続や改善に向けた取組を検討するため、令和5年度計画についても、関係市町村と事業者と連携し、地域に利用促進に向けた啓発等や路線のダイヤ改正、運行区間の見直し等を行っていく。 系統別についての取組内容と目標については、別紙参照。
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
該当なし。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
【富士急モビリティ株式会社】 ・ 「新松田西丹沢線」、「新松田小田原線【第一生命・西大友経由】」、「新松田小田原線【下曽我経由】」の確保維持を目的とする。 当該地域間幹線系統の確保維持のため、老朽化した車両の更新を支援する必要がある。併せて、どなたでも利用しやすい環境を整えるため、使用する車両の低床化を進める必要がある。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
【富士急モビリティ株式会社】 老朽化した車両を更新し地域間幹線を確保維持する他、どなたでも利用しやすい環境を整え、バリアフリー化を図る。 ※ 県内バスのバリアフリー化（R5. 3月末時点） バス車両 5,408 両のうちノンステップバスは、3,663 両（67.7%） （「かながわバス・ポシエツト 2024」神奈川県バス協会抜粋）
(2) 事業の効果
【富士急モビリティ株式会社】 地域間幹線系統が確保維持されるほか、車両を低床化し、どなたでも利用しやすい環境をつくることにより、利用者数の維持又は増加が期待できる。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 6 及び表 7」を添付。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし。
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし。
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし。
(2) 事業の効果
該当なし。

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし。

18. 協議会の開催状況と主な議論

・ 令和〇年〇月〇日 当協議会で承認

※市町村で法定協議会時に記入してください。←後日、記入

19. 利用者等の意見の反映状況

該当なし。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 神奈川県足柄上郡山北町山北 1301 番地 4

(所 属) 山北町企画総務課企画班

(氏 名) 瀬戸靖

(電 話) 0465-75-3651

(e-mail) kikaku-soumu@town.yamakita.kanagawa.jp